

水・大気環境局土壌環境課

1. 事業の概要

土壌汚染対策法の施行により、種々の土壌汚染対策等が推進されているところであるが、法制定時に課題として残された油汚染土壌の対策については、平成17年度に対策ガイドラインを策定した。また、射撃場の鉛汚染対策についても18年度に対策ガイドラインを策定する予定であり、今後、種々の具体的な対策手法を示しながら汚染土壌に対する対策を推進していくこととしている。一方、これらの具体的な対策手法については、それを示すだけでなく、それらが実地にどのように活用され、効果を発揮しているかを検証し、その情報を広く共有できるようにすることが必要である。また、検証の結果、必要な改善を行って効果を高めることが重要である。

このため、策定したガイドラインが汚染土壌対策にどのように活用され、効果を上げているかを検証し、課題について改善することを通じて、更に一層汚染土壌対策を促進する。

- (1) ガイドラインに関し、関係業界、土地所有者、地方自治体などに対するヒアリング、アンケート等の調査を行い、ガイドラインの活用状況、対策の進展状況等を把握・整理する。
- (2) (1)の結果をもとに、政策効果の検証を行い、更なる対策の促進に向けた課題を抽出し、改善策を検討する。

2. 事業計画

	H18	H19	H20
ガイドラインに関する検証、整理、改善 油汚染対策ガイドライン関係	←	→	
射撃場鉛汚染対策ガイドライン関係		←	→

3. 施策の効果

ガイドラインを策定し公表するだけでなく、その効果等を検証し、改善することを通じて、更に一層汚染土壌対策を促進することができる。

油汚染等汚染土壌対策促進費

具体的・詳細なガイドラインの策定・公表

目的

- 汚染土壌対策の目標、手法、期待する効果が明確化
↓
- 汚染土壌対策を実施しようとするインセンティブを付与
↓
- 土壌環境の改善を推進

検証

改善

- ・ 当初の目的が達成されているか？
- ・ 現場の実情に適合しているガイドラインであるか？

課題の抽出